

レファレンスだより 2018年3月号 No.184

福岡市総合図書館 図書サービス課 相談係 ☎092-852-0632

図書館では、情報を求める利用者に対して、図書館の資料と機能を活用して調査のお手伝いをする「レファレンス・サービス」を提供しています。法律相談や物品鑑定などお答えできない質問もあります。「レファレンスだより」は、実際に寄せられた質問について、総合図書館が回答した事例の一部を紹介する情報誌です。

■レファレンス受付件数(2017年12月分)

参考	人文	社会	自然	郷土
11	1,310	340	265	310
国際	国連	こども	ホピュラー	合計
399	42	586	843	4,106

(開館日 23日 一日平均 178件)

今月の特集!

世界野生生物の日



3月3日は国連総会が定めた世界野生生物の日です。これは、野生動植物が、生態学上、遺伝上、社会上、経済上、教育上、文化上、レクリエーション上、芸術上の価値を持ち、持続可能な開発と人間の幸福に貢献してきたことを再確認するものであり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）の採択の日が選ばれています。

絶滅した日本の動物

環境省版レッドリストに掲載されている、日本では絶滅したと考えられる動物たち。

「ハシブトゴイ」(鳥類)

東南アジアからオーストラリアにかけて太平洋の島々に分布するハシブトゴイの日本固有の亜種で、小笠原諸島に生息していた。1800年代に採取された3標本のみで知られ、本種の最北限の亜種とされるが1889年の記録を最後に絶滅した。かつては多くが生息していたが、人を恐れず容易に捕獲され、減少したと考えられる。

「オキナワオオコウモリ」(哺乳類)

大きさはクビワオオコウモリと同じくらいであるが、すね(脛)から下の背面が毛に覆われていないことが特徴である。沖縄本島から19世紀に3~4頭の採集記録しかなく、しかも標本の現存が明確なのは大英自然史博物館の2頭のみである。

引用：『世界絶滅危機動物図鑑』学研

◆環境省版レッドリストを詳しくご覧になりたい方は

<http://www.env.go.jp/press/103881.html>

レッドリストのダウンロードもできます



こんな質問がありました！

Q：幕末に遭難して救助された後、外交団の一員として来航した播磨出身の日本人について知りたい
(人文科学)

■人名辞典から

『海を越えた日本人名事典 新訂増補』(富田 仁／編集 日外アソシエーツ 2005年)
2階 C1 R281.03/ウ/ジツメイ 6

総論「漂流民」の章から、ジョセフ・ヒコという人物が、漂流後アメリカで職をえて活躍したことが分かる。ジョセフ・ヒコを引くと「アメリカ彦蔵」を見よとあり、さらに調べると彦蔵は播磨国出身、日米外交で通訳として活躍したとある。本名は浜田彦蔵。参考文献も掲載されている。

『伝記・評伝全情報 45/89 日本・東洋編上 あ〜そ』(日外アソシエーツ 1991年)
2階 C1 R280.31/テ/ジツメイ 1

アメリカ彦蔵で掲載あり。1945年(昭和20年)から1989年(平成元年)に日本国内で刊行された伝記、自伝等が収録されている。上記資料に続くものが5年おきに刊行されているので、1990年以降に刊行された図書があれば調べることができる。

■名前で検索

『アメリカ彦蔵自叙伝』([浜田 彦蔵／著] 土方 久徴／共訳 ミュージアム図書 1998年) 2階 B14 289/ハ7 ほか、小説を含む資料が多数あり。

Q：娘が夫と死別し、婚家の墓ではなく実家の墓に入りたいと言っている。寺に相談したが、できないと言われ納得いかない。そうした法律でもあるのか。この件に関する資料が欲しい。
(社会科学)

『お墓にまつわる法律実務』

(遺言・相続リーガルネットワーク／編著 日本加除出版 2016年) 2階 E10 498.12/オ
埋葬の決定権者は墓地使用权者(祭祀承継者)であることが記載されている。

『裁判例からみた祭祀承継の審判・訴訟の実務』

(梶村 太市／著 日本加除出版 2015年) 2階 D10 324.7/カ

民法769条その他において祭祀承継に関して氏の同一性を前提とするという解説があるが、婚姻関係の終了で復氏し、祭祀承継者となることもでき、また、必ずしも氏を同じくするものでなくてはならないわけではないという判例が紹介されている。

『全訂 判例先例相続法 I』(松原 正明／著 日本加除出版 2006年) 2階 D10 324.7/マ

分割承継の判例の紹介がある。

『墓地の法律と実務』(茨城県弁護士会／編 ぎょうせい 1997年) 2階 D19 385.6/ホ

①被相続人が祭祀承継者として指定すれば姓が代わった者でも承継できる。②婚家の墓に入るか実家の墓に入るかについての選択の制約はない。③複数人による共同承継を認めた判例が紹介されている。

『お墓と霊園の法律相談』(石原 豊昭／著 自由国民社 1987年) 閉架書庫 385/イ

「姑と一緒に墓に入りたくないという妻の遺言があった」→「実家のお墓の権利者の承諾を得て遺骨を埋葬すればよい」という記述あり。

『お墓の社会学』(槇村 久子／著 晃洋書房 2013年) 2階 D19 385.6/マ

実家の了解と墓地管理者の承諾が必要で、使用規則などで受け入れられない所もあるという記述あり。

『お墓の法律Q&A』(葬送法研究会／著 有斐閣 1994年) 閉架書庫 385.6/ヨ

「(墓埋法13条を根拠として)姓の異なるものをお墓に入れることを禁じるような慣習や管理規則等があったとしても、そのような制限は無効と考えます。」

『六法全書 平成29年版 2』

(山下 友信／編集代表 山口 厚／編集代表 有斐閣 2017年) 2階 D1 R320.91/ロ

「墓地、埋葬等に関する法律」第13条「管理者の応諾義務」

「民法」第897条「祭祀に関する権利の継承」

Q：イエス・キリストの時代のパンのレシピが知りたい。

(自然科学)

■百科事典で調べる

『日本大百科全書 19 はに-ひん』(小学館 1994年) 2階 C1 R031/ニ

「パン」の項目をみると、「世界史にみるパンの地域系統図」があり、小麦系とライ麦系に分かれている。これによると、中東は小麦系だが、該当の時代についての詳細はわからない。



■キリスト教関係の事典類をみる

『カラー聖書百科事典』(いのちのことば社 1980年) 2階 C10 193/カ

「聖書における家庭と家族生活」という章の中に、「家族の食物」という項目のページがあり、一般の人々の食物が紹介されている。「パンはすべての人の主食であった。」ということで、作り方の簡単な記述がある。「パンは平たい形に焼いた。」とあり、カラー写真も載っている。

Q：英ハリー王子の婚約者メーガン・マークルさんが活動していたのは、国連のどの組織か？(国連)

■所蔵新聞で確かめる

『THE JAPAN TIMES』2017年11月29日付 の記事より

外国語新聞架

マークル氏は、UN Womenで女性のリーダーシップと政治参画を求めるキャンペーンに参加するなど、女性の権利向上のために活動している。2015年の国際女性デーではスピーチも行っている(UN WomenのHPでは、このスピーチの内容は確認できなかった)。

■インターネット

UN Women (国連ウィメン) 【<http://www.unwomen.org/en>】

UN Women 日本事務所 【<https://en.unesco.org/>】

3月8日は International Women's Day
(国際女性の日) です!



UN Women (国連ウィメン) は、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) の略称。2010年7月2日の国連総会決議により、DAW (国連女性地位向上部)、INSTRAW (国際婦人調査訓練研究所、OSAGI (国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM (国連女性開発基金) の4機関を統合して設立された。

■参考国連資料

『年次報告書 2010-2011 : annual report』

(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (ユ-エヌ-ウィメン))

UN Women 日本事務所 2011年) 2階国連 A2

『Progress of the world's women 2011-2012 : in pursuit of justice 』

(UN Women 2011年) 2階国連 A2



※「2階C1」などと表記しているものは総合図書館の棚番号です。また、「813.1」などと表記しているものは分類番号で、数字の左にRが付いている資料、郷土資料は貸出ができませんので、館内でご利用ください。本によっては、分館も含めて複数冊所蔵しているものがあります。



今の一冊！

『江戸物価事典』

(小野 武雄／編著 展望社 1991年) 2階 D6 R337.82/才

よく「江戸時代の一両は今の～万円である。」といった表現を見かけますが、実は、昔の貨幣価値を今の物価に換算するのは容易なことではないようです。

貨幣博物館によると「江戸時代における貨幣の価値がいくらに当たるかという問題は、大変難しい問題です。世の中の仕組みや人々の暮らしが現在とは全く異なり、現在と同じ名称の商品やサービスが江戸時代に存在していたとしても、その内容に違いがみられるからです。」とあります。

この本は、あえて現在の価値に換算せず、お米はいくら、がんもどきはいくら、髪結いはいくら、とそれぞれの金額が記載されています。ユニークなところでは、毛はえ薬の代金や喧嘩あと始末費まで載っています。江戸の暮らしに触れながら、江戸の貨幣価値を実感することができます。

使ってみました ⇒ 「千両役者」について調べる。

「当時の俳優の給金は、上る一方で、中村仲蔵が、安政七年（一七七八）に森田座で受け取った金額は千両で、座頭格の俳優においては珍らしくないことであった。（中略）人気のある立役者のことを、千両役者などと言ったことは、影も形もない浮説ではなかった。」

寛政の改革で、幕府が役者の給料を具体的に制限した一覧もあります。それによると尾上菊五郎で金五百両が示されています。制限されても、すごい金額だったんですね！



総合図書館 専門図書 新刊案内



新着本の一部を紹介します。読んでみたい本がありましたら、気軽にお尋ねください。

	書名	著者名	出版者	請求記号	タイトルコード
人文	情報リテラシーのための図書館	根本 彰／著	みすず書房	010.21/ネ	1000001650004
	ダライ・ラマ声明 1961-2011	ダライ・ラマ十四世テジツン・ギャツォ／著	集広舎	180.9/ダ	1000001648793
社会	マンション法案内 第2版	鎌野 邦樹／著	勁草書房	365.35/カ	1000001648191
	観光 MICE	田部井 正次郎／著	古今書院	689/タ	1000001644060
自然	ディラック量子力学	P.A.M.ディラック／著	岩波書店	421.3/テ	1000001643522
	共依存の倫理	小西 真理子／著	晃洋書房	493.74/コ	1000001628363



今月の展示 ～総合図書館2階 展示図書のご案内～

毎月4つの部門でテーマ展示をしています。貸出も可能ですので、是非ご覧ください。

《人文科学》

本で旅する

《社会科学》 **もっと！韓国を知りたい**

《自然科学》

お菓子あれこれ

《国際》

世界の文学賞